

指定文化財の保存修理等について

1 令和 7 年度指定文化財保存修理事業の一部（他に 2 件あり）

No.	指定 区分	文化財名称	事業概要	実施時期 (予定)
1	市	聞修寺山門	解体修理の後移転して設置	6 月～2 月

2 事業詳細

(1) 聞修寺山門

山門の老朽化が進み、傾きが顕著であったこと、風化・破損した部材が多くみられたこと、門の下を車両が通行するため木鼻が破損するなどしているため、解体・修理し、道路の上ではなく本堂そばに再建築する。

トタン屋根を剥がしたところ、化粧垂木、破風板、丸桁の損傷が進んでおり当初より修繕箇所が増えることが判明した。

(2) 施行する工務店

株式会社 大裕工務店（相模原市新戸）